

金沢末利侍講あて教如上人書状について

北 西 弘

へく候 猶 栗津右近申へく候 穴賢

四月七日

教如(在判)

加州石川郡金沢末利七日侍講中

(添状)

於御許 御堂御建立ニ付 御位牌御守護 其御講江御

頼被成候 就而者境内取締方之儀茂 可然様之御沙汰

ニ候 以上

四月七日

栗津 右近(在判)

高木 兵部 殿

由比勘兵衛 殿

人見吉左衛門殿

山岸三十郎 殿

1 (北西)

『金沢古蹟志』、『石川県史』第三編・『加賀藩史料』第一編
・『教如上人御消息集』・『加能古文書』・『加能外史』などに、
つぎのような教如上人書状と栗津右近の添状がおさめられ
ている。大谷派金沢別院の写本を底本にしたものである。

「今度屋鋪替に付而御堂令建立候 時節柄之義に候得
共 各馳走憑入候 抑安心之一儀珍らしからず候得と
も 諸の雜行雜善の心を抛すて、一心に弥陀如来今
度之一大事の後生御助候へと申さん人々は 皆々 極
楽に往生すへき事 更に疑ひ有へからず候 此うへに
は 仏恩報謝のために念仏申さるへく候 此通幾度茂
く 談合候て 油断なく嗜まれ候はんする事肝要に候

(註) 森田平次氏は『金沢古蹟志』卷廿七で、由比勘兵衛を由比勘解由としている。由比勘兵衛が正しいと思うが、別院所蔵の写本は勘解由とあつたのであろうか。写本は現在不明であるから、たしかめることはできない。

ところで、この書状を注目した笠原一男氏は、『一向一揆の研究』(八二二頁)で種々考証を加え、これを偽文書と断定された。

真宗教団に属していた武士門徒が、戦国時代から江戸時代にいたる間に、どう行動したかを問題にした笠原氏は、武士門徒の教団離脱が、一向一揆の強かった地域ほど激しかったことを指摘し、逆に、武士門徒を一人でも多く教団にとどめたかった本願寺側は、このような偽文書を作り、武士の講の存在を主張したといっている。

- 四月七日付のこの書状を偽文書と断定した笠原氏の論拠は、
- 1、慶長二年の本願寺法主は准如であつて、教如ではないこと
 - 2、高木兵部以下四名の武士は、まさしく加賀藩士ではあるが、時代が齟齬していること
 - 3、金沢末利が現地に移転したのは寛永八年で、慶長二年ではないこと

以上三点にある。さらに氏は、侍講の存在そのものを疑い、時代的に信じられないといい、それは本願寺側の希望に即した捏造にすぎないと論じている。

笠原氏の所見は、今日そのまま信じられ、多くの人はこの教如上人書状をかえりみないようになった。

この教如上人書状については、実はすでに早く、森田平次氏が、その著『金沢古蹟志』(明治二十四年刊)卷二十七で、次の如く疑っている。

「右の書簡にて見れば、慶長二年に寺地替有りて、堂宇再建ありたりけん。末寺由来書に、慶長二年に金沢後口町に末寺建立とあるも、若しくは右書簡に抛りて載せたるか。但し本願寺相承記に、十一世顕如上人、文禄元年十一月廿四日遷化、同年教如継家督為十二世之如翌二年閏九月十七日秀吉公隠居退院被命蟄居、慶長五年家康公被取立別寺建立、号東本願寺とありて、慶長二年の頃は今いふ西本願寺のみにて、いまだ東本願寺建立なき以前なり。其の上教如は蟄居中にて、さる書簡など出さるべき事に非ず、又彼の粟津右近が書簡の宛名、高木兵部以下四名藩士中にて一向宗門徒なりしかど、其の時代互に齟齬す。恐らくは後人の加筆ならんか」とにかく右両通の書簡は疑はしく覺ゆ」

日置謙氏もまた『加能外史』の中で、この書状にふれて、

「慶長二年四月七日の教如は、隠居謹慎の身の上であり、地方に対して前記のやうな指令を発することがあり得る筈がない。況や東本願寺なるものが未だ分立をしもせぬ前に、どうして金沢に東末寺があったであらうぞ。しかも東末寺ではかの文書を根拠として、貞享二年加賀藩に提出した書上げをも作つたのであつた。」
といふ森田平次氏が、この書状を疑つた言葉を用ひし、

「併しこれだけでは、尚、半信半疑の体たることを免れぬ。余輩はもつと明白に、それが偽文書であることを、翁から確言してもらひたかつた」

といつてゐる。

しかし私は、森田平次氏・日置謙氏・笠原一男氏などの偽文書説を認めるわけにはいかない。

二

この教如上人書状をとりあつかう場合、なによりもまず、写本によって論議しなければならないことを留意する必要がある。この点で従来は、写本を通して原本に、原本を通して事実アプローチしようという気迫が足りなかつたよ

うに思う。

この教如上人書状の写本は、明治時代、東別院内の講中席にあつたらしく、それを森田平次氏が『金沢古蹟志』第二十七巻で始めて紹介した。しかし今日、その写本は不明で、『金沢古蹟志』や『石川県史』などの印刷本にたよるほか仕方がない。

ところで、この書状が「慶長二年」のものとなされたのは、おそらく書写された時で、原本に年号が附されていたとは思われない(後述)。印刷書写本の中でも『教如上人御消息集』には、「四月七日」とあるだけで、「慶長二年」とはない。おそらく森田平次氏以来、慶長二年の書状とされてきた不合理を是正したのであらう。

日置謙氏の『加賀藩史料』第一編、慶長二年四月七日の条には、『金沢古蹟志』同様、この文書に、「慶長二年四月七日」の日付をいれて収録している。日置謙氏がこの教如書状を慶長二年のものとしたのは、森田平次氏も言及したように、貞享二年の末寺由来書に「金沢東末寺開闢は本願寺十二世教如上人 慶長貳年 金沢後町に末寺致建立至当歳九十年罷成候」と記されていることによつたのであらう。『加賀藩史料』第一編巻末の附録年表にも、日置氏は、「慶長二年四月七日日本願寺教如 金沢に寺院の建立を

命ず」と記述している。もっとも日置氏はその後、『加能外史』の中で、先述したように、この教如書状を根拠にして東別院は、貞享二年の由来書を作ったといっている。いわれるように、もしこの教如上人書状が偽文書であるというなら、いったいこの教如上人書状と由来書はいずれが先に作られたのであろうか。きわめて重要な問題であるが、森田平次氏や日置謙氏の指摘は厳密な考証を欠いている。

ところでこの教如上人書状を、金沢御堂の建立を示す史料とすることに問題がある。一切の誤解はこの前提から生じ、ついに偽文書説まででるようになったのである。

まず、「御堂令建立候」とある御堂とは、いったいどの御堂であろうか。また、建立の時期はいつであったか、そのことから指摘しておきたい。

三

金沢末利七日侍講中にあてた教如上人書状と、ほぼ同文の書状が、他に五通現存し、『教如上人御消息集』に収録されている。

一通は、大阪府貝塚願泉寺に蔵される二月七日付の教如上人書状で、卜半老あてのものである。

『教如上人御消息集』の編者は、この書状に註釈を加え、

「文中二月七日ハ恐ラク慶長七年ノコトナルカ」といっているが、私はそのようには思わない(後述)。

つぎに、三重県桑名の香取法泉寺に通蔵されている。三月十五日付で、「勢州惣坊主衆中、同門徒衆中」あてのもので、その文章は、侍講あての書状とほぼ同文である。

山形県酒田市寺町浄福寺にも一通蔵されている。卯月十日付で、「出羽惣坊主衆中」あてたものである。

つぎに滋賀県栗東町糺村西琳寺に、閏八月四日付で、「惣坊主衆中 同門徒中」にあてた教如上人書状一通がある。文面は簡略だが、文意は他の書状と変っていない。

最後に、宛名を欠くが、愛知県刈谷市西勝寺に三月十五日付の書状一通がある。

さて、以上紹介した教如上人書状はすべて、御影堂建立について諸坊主・門徒の馳走を求めたもので、東本願寺の造営に関するものである。西勝寺のものと同金沢末利侍講あての書状だけが、「御影堂」と明記せず、「御堂」としているために、金沢御堂の建立と誤解されるにいたった。西琳寺蔵教如書状には、明白に、「爰、元屋敷相替候に付而御影堂令建立候」と記されており、本願寺御影堂であることは、疑う余地はない。

では、これらの書状はいったい何時書かれたのであろう

か。慶長二年でないことは先述の如くであるが、「屋敷替」とあるから、一応慶長七年以降としなければなるまい。

ここで注意したいのは、西琳寺蔵書状の日付が閏八月四日になっていることである。八月閏月は、教如上人時代では慶長九年であるから、まずこれらの書状を慶長九年と仮定して検討を加えなければならぬ。

ところで、『御堂日記』によれば、慶長九年六月十五日、本願寺御影堂の柱立が行なわれ、大谷大学図書館所蔵の粟津文書、粟津日記抜書によれば、同年九月一日には上棟式、十六日には遷座式が行なわれている。右の教如上人書状は、いずれもこの慶長九年の御影堂建立に関する依頼状であって、侍講あてのものも、決して金沢末利御堂の建立に関するものでないことがわかったであろう。

では、この教如上人書状を慶長九年のものとする、その添状に記される高木兵部以下四名の存在は矛盾しないのであるうか。森田平次氏や笠原一男氏は、先述したようにこの書状を慶長二年とする場合、時代的に齟齬するといっているが、慶長九年とするときはいかがであろうか。

四

高木兵部以下四名の名を、『加賀藩初期の侍帳』によつ

て検出すると、由比勘兵衛と山岸三十郎の二人は記載されているが、高木兵部と人見吉左衛門の名は見あたらない。

まず、由比勘兵衛と山岸三十郎について考えてみよう。

由比勘兵衛については、『慶長之侍帳』（十七・八・九年頃の侍帳）に、

「一、四百石 拾式人 由比勘兵衛」

とあり、『元和之侍帳』（元和元・二年頃の侍帳）には、大西金右衛門・滝川玄蕃の組に

「一、四百石 由比勘兵衛」

とある。『寛永四年侍帳』には、御羽織衆のうち

「一、四百石 御廊下御番 由比勘兵衛」

の名がみられる。さらに『寛文元年侍帳』には、

「一、三百三十石 四十三 由比勘兵衛」

とあり、『寛文十一年侍帳』には、

「一、三百石 小松馬廻組首五十四 由比勘兵衛」

とある。

寛文元年四十三才とあるから、この由比勘兵衛は元和五年生まれとなって、教如上人書状を慶長九年とすれば、まさしく時代に齟齬を生ずる。しかし『寛文元年侍帳』にのせられている由比勘兵衛と、『慶長之侍帳』『元和之侍帳』にのっている由比勘兵衛は同一人でないことによつてもわ

かるように、勘兵衛とは由比家における父子相称の号であった。

いま、諸史料に徴して、勘兵衛を名乗る由比氏の系譜を作れば、

由比光清—定清—昌清—清祇 と次第する。このうち昌清は、三百石を有し、享保六年十二月十一日、七十七才で歿している。したがって昌清の生誕は正保二年となり、寛文の侍帳に出る由比勘兵衛は、その父定清と思われる。しかし定清の生まれは先述のように元和五年で、慶長九年より十五年のちであるから、当然問題となるのは、その父光清である。日置謙氏の『加能郷土辞彙』によれば、由比光清(幼名勢熊後勘兵衛と称す)は、寛永十年七十八才で歿したというから、弘治二年の生まれとなり、慶長九年は四十九才にあたる。光清ははじめ織田信長につかえ、天正元年十八才のとき宇治真木島に、足利義昭を攻め戦功があったという。天正十年前田利家につかえることになったが、末森の役の恩賞が意に満たず致仕した。利家歿後利長に仕えたが、横山長知と隙を生じ、再び致仕、利常の時に三度帰仕したという。その禄は四百石であった。慶長九年といえ、藩主は利長の時代であるが、光清が、十二才年下の横山長知と、いつどのような隙を生じたのであろうか。利

長は慶長十年に利常に封を譲っているから、それ以前に光清の致仕があったとしなければならない。粟津右近が添状した四月七日には、光清は致仕の身であったのだろうか。きわめて重要な問題であるが、後日くわしく考証したいと思う。

つぎに、山岸三十郎について考えてみよう。寛永十九年小松侍帳には

「五百石 枇杷嶋 山岸三十郎」

とあり寛文元年侍帳に「五百石 四十三 山岸三十郎」同十一年の侍帳には「五百石 馬廻組五十三 山岸三十郎」とある。寛文元年四十三才とすれば山岸三十郎は、先の由比勘兵衛と同じく元和五年の生まれとなり、粟津右近の添状にみえる山岸三十郎その人ではない。三十郎の名も勘兵衛同様父子相称と思われ、侍帳にみられるこの山岸三十郎の前にも同名異人の山岸三十郎がいた。それは金沢の町人平野屋三代半助の子で、加賀藩主三代前田利常に召し出された三十郎である。かれは始め小々将として禄三百石をほんでいたが、二百石を加増、堂形米奉行に任じ、慶安三年十月没した。しかし右近添状の三十郎は、おそらくこの人でもあるまい(その理由は後述)。平野屋半助家は金沢の町人であるが、由緒書によると初代半助は、もと河内国平

野の出身で、本姓を山岸氏といった。上方で前田利家の用命をうけていたが、やがて金沢に移り、尾坂下の中町に住み、慶長七年二月に歿したという。ところで、添状にみえる山岸三十郎とは、おそらく二代目の半助道知のことであろう。かれは利常から上使宿を命じられ、寛永十年六月歿し、年代からみて添状の山岸三十郎とするにはもっとも適している。勿論この二代目半助が、三十郎と称した確証はない。しかし、三代目半助の子山岸三十郎をあてるよりは、二代目半助の方がより合理的である。その理由として私は、粟津右近添状の連名順位をあげたい。即ちいまでも三代目半助の子山岸三十郎を、添状にみえる本人とすれば、五百石の禄をはむかれを、四百石の由比勘兵衛より後に列記するはずはない。上使宿を命じられた町人としての二代目半助であったからこそ、四名連記の一番最後に、その名が記入されたのであろう。したがって、四月七日付の教如上人書状は、侍講あてのものではあるが、侍講の中に、山岸三十郎のような出自の者も含まれていたことを、とくに注意しておく必要がある。

以上、由比勘兵衛と山岸三十郎について指摘してきたが、この二人を規準にすると、高木兵部は、少くとも四百石以上の身分をもつ人であるし、人見吉左衛門は四百石以

下の人といわねばなるまい。

『元和之侍帳』には、御使衆の一人として、千石を禄する高木勘解由の名がみられ、爾後『寛永四年侍帳』、『寛文元年侍帳』にも、同禄でその名がみられる。『寛文十一年侍帳』には、「一、千石 馬廻組 七十七 高木勘解由」とあるから、この高木勘解由は、慶長四年の出生となる。また、『元和の侍帳』には、四百石の由比勘兵衛と同じく、大西右衛門・滝川玄蕃の組に属する千石取りの高木善太夫なる者の名がみえる。勘解由と善太夫は、明白に別人であるが、書状にみえる高木兵部も、全く別人の第三者であるのかどうか、今のところ一切不明である。

人見吉左衛門については、三百石を禄した人見忠左衛門忠永の子に、吉左衛門忠貞という武士がいる。しかし、この忠貞は、文政五年七月十四日歿した五百石取りの武士で、書状にみえる人見吉左衛門とは、年代も身分もあわない。おそらく、忠貞の祖に、四百石以下の禄をへんだ人見吉左衛門がいたのではなからうか。

以上、高木兵部・人見吉左衛門のように、なお判然としない人間はあるが、由比勘兵衛と山岸三十郎の二人は、慶長九年にはたしかに存在しており、森田平次・日置謙・笠原一男の諸先学がうたがったようには、時代は決して齟齬

するものではない。したがって、四月七日付の教如書状と粟津右近の添状は、写本であり且つ途中に慶長二年という誤った年号を付記されたが、決して矛盾を有する内容のものではない。写本によってその原本が疑われた例は他にも多いが、とにかく慎重にとりあつかって、その真偽を見定むべきであろう。

ところで、四月七日付の教如上人書状が、慶長九年のものであるというなら、そのあて書にみえる「金沢末利」はいつたいつごろ建立されたのであろうか。

五

天文十五年、本願寺証如時代に創立された尾山御坊(拙稿「金沢御堂の草創について」『封建社会における真宗教団の展開』所収)は、天正八年、佐久間盛政に攻められ廃絶した。やがて、東西本願寺の分立がみられると、それぞれの末寺ができ、加賀門徒の二つの中枢機関となった。

西本願寺末寺には、文禄三年文月、前田利家がおろした「本願寺末寺」への制札の写しが残されている(『北徹道文』所収)。これによれば、本願寺分立以前の文禄三年に、尾山御坊のあとをつぐ本願寺末寺が建立されたものと思われる。

ところで、東本願寺末寺は寛永八年四月十四日・元禄三年三月十七日・宝永六年三月十一日・天保六年三月十一日・安政二年十一月十六日・明治九年三月十一日・昭和三十年七月二十七日と、都合七回罹災し、関係史料もほとんど残っていない。しかし幸いにも、先学によって、若干の記録が残されているから、それをたよりに考察することができよう。

東末寺を、慶長二年の創立とする貞享の由来書は従来、東本願寺の分立を慶長七年とすることによって、信じられなかった。貞享二年六月四日付で、金沢専光寺の常慶が、寺社奉行の不破彦三と富田治部左衛門命前に提出した由来書(『専光寺由来書』専光寺蔵)に、「瑞龍院様御意を窺 慶長元年に御当地江罷出 御城下後町と申所に寺地拝領仕 寺致再興罷在候所此寺慶長二年東本願寺末寺相定 慶榮住持職相勤罷在候」とあるが、これもまた東末寺由来書と同様な理由で信じられなかった。さらに『専光寺系譜』(第九世康宣の註)に、

「教如上人之時 加州古来之別院 以属西派故 雖有新造营之企 国主中納言利長卿不許之故 教如上人命康宣及康元 以当寺為本山之別院」(『吉藤専光寺史』所収)とある。

これもまた、東本願寺が金沢に末寺を建立しようとしたが、新寺建立が許されず、ために専光寺を別院にしたという説である。専光寺が別院のかわりになったというこの所説だけは『金沢古蹟志』にもとりあげられ、慶長二年建立説とは別に、ひろく一般に信じられている。もっとも日置謙氏は『加能外史』の中で、家康によって建立された東本願寺が、別院をおこすのに、故障がおこりうる筈はない、新寺建立を許さなかったというのは、後世、加賀藩でみられた事実を、古へに遡らせて考えたひがごにすぎないと批判している。そして、

「専光寺の旧坊舎を仮用したにしても、東末寺として存在を新たにすることは、矢張り一寺建立と同時になからうか 故にここは急に新造することが不可能であった為に専光寺の東派に帰属したのを幸ひにその建造物を用ひることにしたと見るのが正しきさうだ」といっている。

ところで今日、金沢末寺建立に関する教如上人書状が、つぎのように五通残っている。即ち

- ①、三月廿四日、加州四郡惣坊主衆中、同門徒衆中あて 教如上人書状 一通 (金沢専光寺蔵)
- ②、三月廿四日 越中惣坊主衆中、同門徒衆中あて教如

上人書状 一通 (金沢専光寺蔵)

- ③、三月廿四日 加賀国能登国越中国 院家中一家中飛 擔中惣坊主中惣門徒中あて教如上人書状 一通 (東別院文書。『石川県史』第三編所収)

- ④、三月廿四日 教如上人書状 一通 (東本願寺宗務所 旧文書課蔵『教如様御作文』所収。三の東別院文書と同文、この書状には、明和五年九月五日付で、乗如上人の奥書が附されている)

- ⑤、卯月廿日、加州金沢志衆中あて教如上人書状 一通 (東本願寺宗務所旧文書課蔵『教如様御作文』所収。この書状は、末寺の鐘樓堂建立に関する書状で、『教如様御作文』に附された縁由書によると、もと金沢専光寺に蔵されていたが、金沢御坊に納められたものであるという)

(註) ①・③・④・⑤の書状は『教如上人御消息集』に、①・③の書状は『古藤専光寺史』に収められている。参照されたい。

この五通の教如上人書状によれば、いずれも「金沢末寺皆々馳走候て建立の由 尤難有候」とあり、末寺の創建が門徒坊主によって成ったことが示されている。それによれば、新寺建立が禁じられていたために、専光寺を別院に代用したとは考えられない。専光寺が別院に代用されたの

は、おそらく慶長の創建時ではなく、それ以後のことではなからうか。

(註)

右の教如上人書状によれば、金沢末寺の建立について「只今、等身之御開山移置候 各被湯仰 弥法義被相睹候 事肝要候」といっている。この等身の開山像とは、いったい木像であろうか、あるいは絵像であろうか。

現在、富山県五ヶ山大島の称名寺に、尾山御坊に安置されていたと伝える木像の開山真影がある。

蓮如上人直作と伝えるこの等身像は、室町時代の作で、慶長六年三月二十五日付の縁起が附されている。それによれば、この像は蓮如上人の弟子本間祐正によって、明応七年尾山御坊におさめられたという。尾山御坊の創立が証如時代の天文十五年とされる今日、縁起のいう所はそのまま信じられないが、それにしても、この像が天正八年尾山御坊が攻められるや専光寺にあずけられ、同寺九代康宣(慶信)のとき、称名寺に移されたという説は正しいようだ。教如上人書状にある「等身の御開山」がもしこれであり、その縁起が慶長のものであるとするなら、それを下附された金沢末刹の成立は、当然、慶長六年以前としなければならぬ。しかしなお傍証史料が必要である。

では、加賀・能登・越中の坊主門徒達によって、東末寺が創立されたのは、いったい何時ごろであろうか。

慶長七年から、教如上人の歿した慶長十九年十月の間に建立されたとみるのが、もっとも理にかなうようである

が、それでよいのだろうか。金沢常福寺祐念の残した記録によって検討してみたい。

六

金沢市常福寺に『金沢末寺記録』(一冊)と、『加賀御坊御堂衆』(一冊)の二冊の写本が蔵されている。ともに東本願寺末寺の創立を考える場合、貴重な史料となる。

『加賀御坊御堂衆』は、尾山御坊の時代から文化五年までの御坊御堂衆を列記したものである。末寺創立期の御堂衆については

「慶長年中 教如上人御代 東西両家別 金沢後町御末寺御再興被成 其時代御堂衆一老

永順寺 明専

乘善寺 善願

西源寺 欽徳

末光専寺 明専

常福寺 祐念

と記されている。これらの御堂衆寺院はそのまま、元和・寛永と役儀を継承しているが、永順寺明専が元和年中には永順寺明俊に、乗善寺善願が善順に交替している。老衰によるものか、死亡によるものか問題であるが、もし死亡と

するならば、慶長か元和か。この面から追及すると、末寺創立年時にあるいは手がかりをうることになるかもしれない。しかし今はそれを検討する余蘊をもたない。

『金沢末寺記録』は、金沢御坊の御堂衆をつとめた陀羅尼鍛冶町の常福寺祐念（現在は金沢市小將町常福寺）が、寛永四年夏朔日に製作したもので、きわめて重要な史料である。明治四十四年発行された『本願寺誌要』は、この祐念の記録によって、金沢別院の略史を記述している。

原本は東本願寺に蔵されていたと思われる。常福寺蔵写本は、明治三十四年、篆楷の能筆家北方心泉（蒙・月菴）が五十二才のとき書写したもので、表紙四には、「明治三十四年四月於御本山三百年記念法要会修行せらるる其節写すものなり」と墨書されている。三百年記念とは、明治三十四年四月十日から二十四日まで執行された真影遷座三百年記念法要のことである。ところで、この祐念の記録には、金沢末刹の創立について、

「信長公尾山城賜_ニ 佐久間女蕃頭_ニ 此時看坊

雖_レ遷_ニ末寺_於山崎之在所_ニ 不_ニ乱世止_ニ

終_レ 及_ニ滅亡_ニ 依_レ之看坊引退各自分建_レ

寺 _{小山慶心坊 今慶應寺開基也} 然者頭如上人 _(マ、) 文録元王辰

武佐祐禿坊 今広濟寺元祖是也

曆御遷化雖_レ為_ニ教如上人住職_ニ 文録_三甲午曆秀吉公受_下

用_レ 教如上人母儀如春尼公之譏奏_上

境内之裏地_ト 令_レ成_ニ教如上人隱居_ニ 以_ニ末寺理光院_ニ住持_定 加能越_ニ三国之僧侶_{守_ニ}

伝法血脉_ト 如_ニ 頭如上人御遺言_ニ 勿論對_ニ

秀吉公_ニ 於_ニ当国_ニ 雖_レ難_ニ末寺再興_ニ 惣坊主

以_ニ内談_ニ 從_ニ教如上人_ニ 乞_ニ請_ニ繪像_ニ 竊_ニ雖_レ

建_ニ末寺_ニ 秀吉公以_ニ權勢_ニ 焼払加之越中

幾地專念寺土藏養安寺依_レ不_ニ帰伏

理門_ト 刎_レ首_ト 雖_レ然 秀吉公慶長三戊戌

曆薨_給 其後慶長第五庚子曆徳川氏

家康公治_ニ天下_ニ 於_ニ伏見二九_ニ 改_ニ先非_ニ 此時

本寺_於分_ニ東西_ニ 加之令_レ寄_下附_上州妙安寺

重宝_ト 鸞聖人之木像_ト 木像後二十八丁藏 自作_ニ彫玉_ト

并_今境内_ト 其外預_ニ懇勸_ニ町摩志_ト 此時

教如上人啓_ニ快氣之眉_ニ 成_ニ天下本寺_ニ 仍

為_ニ当国末寺再興_ニ 成_ニ下御書各三国_ニ

二通専光寺 一通仰西寺ニ納ル 既造_ニ立御堂_ニ 奉_ニ安置_ニ 右

影像_ト 從_レ其 以降成_ニ繁昌_ニ 靈地_ト 本寺

御堂者建_ニ慶長第九甲辰曆_ニ 御遷座_ト 与_ニ

頭如上人十三回忌御執行_ニ 同時也_ト 当国

後町御堂參詣弥増也_ト 情作_ニ思惟_ト

浄土教叶^二時機^一而當^二行運^一之故歟 末寺、

繁榮超^三過^二尾山^一御堂^二 北国緇素老

若運^レ歩[、] 成^三門前市^一 都鄙^レ化導 首

尾御満足尤可^レ奉^レ仰^者也」

と記されている。

祐念は寛永五年の御堂衆の中に入っているが、寛永八年には源知にゆずっている。寺伝によると、祐念は寛永九年十月歿したという。してみれば、祐念こそ、金沢末寺建立の事実を直接見聞した人であり、その記録は万金に値する価値をもつているといつてよい。

さて、祐念の記録によれば、教如上人隠居中に加賀門徒が談合し末寺を建立したが秀吉に焼かれ、専念寺（黒部市生地）養安寺（永見市赤毛土倉）が准如上人に帰伏しないために斬られたという。つまり、伝法の長子教如上人が廃嫡されたために、加・越・能の門徒が逆に、教如方の末寺を金沢に建立したというのである。もちろんこれを確証する史料はないが、東西分派以前に、教如方の末寺が創立されるにいたった理由を示す一つの史料として注目したい。文中にあるように、その末寺は秀吉によって焼かれたが、金沢末利の濫觴を物語る一説としてあげておく。

「東西分派にもなつて、慶長二年、金沢に東本願寺の

末利が建てられた」という所説は、先述したように、たしかに時代に齟齬があり、矛盾している。しかし、祐念の記録にみられるように、廃嫡された教如上人に同情して地方門徒が、その義憤を末寺建立によっていやそうとしたことは充分ありうることである。したがって、金沢東末寺の慶長二年建立説は、ここで再度、検討の要が生じたといわねばならない。先にもふれたように、四月七日付の教如書状は、本願寺御影堂建立の御書で、慶長九年のものではあるが、それが書写される段階で、慶長二年と誤記されたのは、金沢末利の建立と混同したためであった。本願寺御影堂の建立を、金沢末利御堂の建立と誤った所から、ついに書状そのものや、慶長二年という年まで、一切が疑われ、すてられることになったのである。慶長七年分立以前に教如方の末利が創立された例は他にもある。たとえば、慶長五年建立の天津別院、金沢と同様、慶長二年建立が伝えられる長浜五村別院などである。教如上人の創立といわれる五村別院は、文禄三年、教如上人が隠居を命じられると、それを悲歎した郷士大村刑部左衛門が、教如上人のために、慶長二年に建立したものである。これらの事例によつても、金沢東別院の濫觴が、慶長七年以前にあつたという所説は、決してありえないことではなかつたといつてよいであろう。

もちろん、祐念の記録によると、先に掲げた金沢御堂建立についての教如上人書状は、東西本願寺の分流以後にしたためられた書状であるが、それによって、末利の濫觴が慶長二年であることを否定することはできない。

『金沢末寺記録』の巻末には、祐念みずからつぎの如く奥書を加えている

「某能州七尾常福寺雖為住寺昔時為尊仰
教如上人可被加金城末院看坊 蒙芳命

誠哉仏祖之冥加慮銘心肝辭謝無他

依之 慶長十二丁未歲則避旧住移当国

勤其役且又為自修精勤望請 本仏

並尊形而建一字之幣坊再号常福寺

蓋成看坊勤其役故欲知其濫觴從

所々記録之中拔出末寺之縁起書

集者也

加州金沢陀羅鍛冶町

常福寺

寛永四丁卯曆季夏朔日

积 祐 念 一

これによると、常福寺祐念は、金沢末寺の看坊役をつとめるために、慶長十二年、七尾から金沢に移住している。

したがって、東末寺は慶長十二年、すでに完備されていたといわねばならない。慶長九年の金沢末利侍講にあてた教如上人書状とともに、重視すべき一つの史料といってよいであろう。

辻善之助氏によれば、東本願寺の独立が文書史料の上で認められたのは元和五年であるというが（『日本仏教史』近世篇一）、慶長七年前後には、各地で多くの末利が建立されている。たとえば、大阪府枚方市の願生坊に、閏八月四日（慶長九年）、河内国惣坊主衆・同門徒中にあてた教如上人書状があるが、その文中に

「仍 其元枚方にをいて此度御堂建立候間、各馳走憑
いり候」

とあり、枚方地方の末寺建立が示されている。

茨木別院の建立についても、九月十七日付で教如は、摂州大田郡芥川郡の惣門徒中において、馳走を望んでいる（大谷派本願寺宗務所旧文書課蔵『教如様御作文』所収文書）。もちろん、この書状には年号が記されていないが、寺伝によ

ると、慶長八年といわれ、不信な点はない。この他に、福井別院・京都伏見別院・美濃竹ヶ鼻別院・八尾別院（大信寺）なども、慶長七年、東本願寺創立後間もない時期に建立されたのである。

教如麁嫡、東西分派によって、地方門末の間に生まれた對抗意識は想像を絶するものがあつたようである。その意識は慶長八年から九年にかけて最高潮に達している。

『大谷派本願寺日記』によると、慶長八年、「正月三日朝御勤過八時半時聖人御真影御京着」とあり、石川県羽咋市本念寺には、その節、門徒の上洛をうながした次のような書状が残されている。

- 関東ニ御座候
- 御開山様 縦
- 内府様被参被
- 成御上洛候 然者
- 当月廿四日御移
- 徒被成候
- 其元惣坊主衆
- 御門徒衆不殘
- 可被参之由被
- 仰出候 為其
- 被挑御印候也
- 下間按察法印
- 二月朔日 忠正(花押)
- 能州

本念寺

同坊主衆中

同御門徒衆中

『神田徳本寺由緒秘録』の慶長九甲辰年の条には、

「去年八月より 御堂造営の事始有けるに 五畿内は勿論 近江 伊勢 尾張 三河 美濃 越前 加賀 能登 越中 越後 信濃 出羽 奥州等之諸国之門葉 弥内府公嫡家御取立 御敷地拝領ありて御真像御上洛と聞 我先にと勇みくゝて馳集り 工鍛之職にならへるは 其職に思ひをこらし 農事を業とする者は土木の運送に力をはげまし 夜を日につぎて報謝の誠を昼しければ讒に期年にして殿宇 悉く成就し」
云々といっている。

こうした風潮のもとに、地方に末刹が相次いで建立されたのであつて、金沢末刹もおそらく、この頃一段と完備されたのであろう。
したがって、金沢末刹の歴史を要約すれば、教如の麁嫡後、慶長二年頃にその濫觴があつたが、秀吉に庄迫された。その後慶長七年から少くとも、四月七日付の教如上人書状が出された慶長九年までの間に、城下後町に建立され、完備するにいたつたといつてよいであらう。

教如上人書状が慶長九年のものであることを確証するた
めには、笠原氏がこれを偽文書とした論拠の一つである侍
講について、さらにくわしく論究しておく必要がある。
即ち、高木兵部以下四名が、慶長九年に生存していたとい
うことは別に、侍講そのものが存在しえた根拠について
考えたのである。

幕藩体制の確立とともに、武士門徒が教団を離脱してい
ったという笠原説については、先にもふれたが、氏はその理
由として「戦国諸大名の統一は進み、強力な豊臣政権が生
まれてゆく。更に、豊臣氏の滅亡後は徳川氏を中心とする
幕藩体制が生まれてくる。生き残った武士門徒にしてみれ
ば、最早、本願寺と結んで自己の地位をそれぞれの郷村で
維持することができなかつた。そこで戦国大名との結びつ
きに運命の打開を試みるのである」(『一向一揆の研究』第十
六章幕藩体制の確立と本願寺教団、第一節武士門徒の行方P七五
九)といている。

笠原氏のこの指摘は、たとえば、

1、幕藩制社会において、一向一揆を積賊と呼ぶ風潮が
つよまったが、武士は当然、そのような積賊にくみすこと

はできなかつた。

2、階級秩序が決定的になった社会で、武士は、もの知
らず、といわれる庶民門徒と同席し、これと交わることは
できなかつた。などの点からいっても、合理的な指摘であ
るといってよい。しかし若干の例外もあり、理論的な要請
だけで、金沢末利の侍講を否定することはできない。

幕末の真宗史家、南溟寺洗心の著わした『神田徳本寺由
緒秘録』によると、慶長二年、本多佐渡守正信夫妻を講主
として十三日講が結ばれたという。門徒の面々として、本
多上野介正純、本多三弥左衛門正重以下の大身をはじめと
して、三千石以下の旗本衆として、阿部新左衛門以下二十
五名を列記している。この十三日講については、なお究明
すべき余地は充分あるが、講そのものの存在は否定できな
い。

なお昨年、東本願寺の宝宝及び宗史蹟保存会の嘱をうけ
て、金沢東別院の法宝物を調査したが、その節、加賀藩土
が別院に寄進した書画若干を拝見した。箱書等によると、
その寄進の大半は、年忌に際しての追善供養のためで、そ
れによつても、武士門徒がすべて、真宗を離脱したとはい
えないであろう。木倉豊信氏の「本願寺門主准如光昭の越
中通過」(越中史壇七号)によると、慶長十三年七月江戸か

ら北国をまわって上洛する准如を、前田利長・利常をはじめとして家臣達が、いかに鄭重にあつかったかがうかがえる。木倉氏が蒐集した諸史料によれば、准如に対する藩主や家臣のあつかいは、徳川一家への処遇におとるものではなかった。積賊論とは全く別に、まさに救世主としての処遇であつたし、決して下賊の徒の統領ではなかった。笠原氏が考えるほど、侍講がありえない状況であつたとは思われない。武士の特権意識は、民衆と隔絶し、別席することだけにあるのではない。門徒民衆の中に入つてこそ、より強く、より具体的に意識される質のものであつた。江戸時代における十村・庄屋・名主は、もちろん武士ではな

い。だがその中には依然として門徒であることをすてず、藩機構と教団機構の両末端を背負う者が多かつた。彼らの権力は、藩大名から附与されたものである以上に、村々において民衆と接するその中から生まれだつたものであつた。江戸時代における武士門徒については、さらに多くの史料を蒐集し、その性格を具体的に考えてみたいと思うが、いまはただ、侍講の存在が、時代状況の中にあつても、決して不合理なものではなかつたことを指摘するにとどめておく。

(本学教授、日本仏教史学)